

学校教育目標  
『自主 協力 継続』

学校だより No. 5  
令和4年6月16日

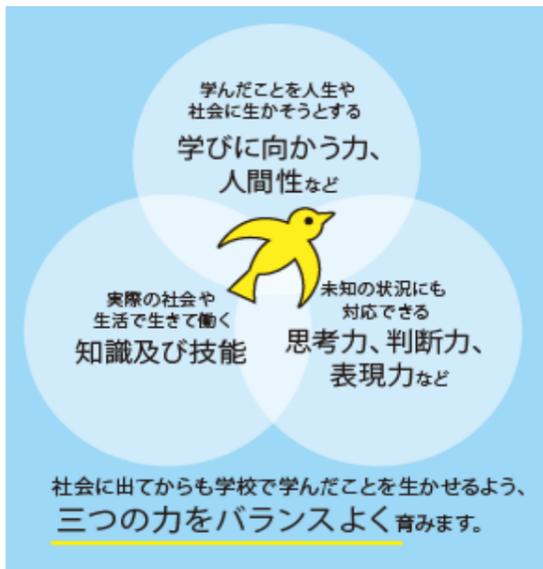
市川市立第八中学校  
校長 岡 良和

自主 自ら学び、考え、行動する生徒  
協力 協力し、励ましあう生徒  
継続 ねばり強く、努力する生徒



# 絆

## 新学習指導要領に即した学習評価について



令和3年度から中学校で完全実施となっている新学習指導要領は、急速に変化する現代社会に対応するため、「子供たちに身に付けさせたい資質」「将来社会で生きていくために役立つ力」として、左の図にある「三つの力」をバランスよく育むことを重視して改訂が行われ、文部科学省から示されました。

そのために、各教科で学習する内容とともに指導方法と評価方法も更新されています。

各教科における評価は、集団内の位置付け(上位、下位)ではなく、学習指導要領が示す教科の目標や内容に照らして、一人ひとりの学習状況を「三つの力」に合わせた「観点」に分類し、次のように評価します。(指導内容と評価の一体化)

### ①知識・技能の評価

学習した知識及び技能の習得状況について評価するとともに、それらをすでに身に付けている知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり技能を習得したりしているかについて評価します。

### ②思考・判断・表現の評価

前述の①知識・技能を活用して課題を解決するために必要な、思考力、判断力、表現力等を身に付けているかについて評価します。

### ③学びに向かう力、人間性(主体的に学習に取り組む態度)の評価

「①知識・技能」を獲得したり、「②思考力、判断力、表現力」等を身に付けたりすることに向けた「粘り強い取り組み」の中で、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど「自らの学習を調整しながら学ぼうとしているかどうか」という意思的な側面を評価します。

これまで学習内容をいくつかの観点に分類した「観点別評価」を行ってきましたが、今回の改訂では、「三つの力」が、連動して「生きて働く」ようになることを重視し、それに合わせて「三つの観点」を関連付けて評価することが、より一層強調されています。

※時代の変化に合わせて、学校での学習内容と指導方法・評価方法も更新されます。

※パソコンに例えると「アップデート」された内容に大人も子供も適応を求められます。

### ①評価の目的は・・・?

集団の中の順位付けでなく、お子さまが各教科の目標をどこまで達成したか示すことです。「次は、学習方法をこのように改善しよう」「〇〇の力をもっと伸ばそう」といった意欲を持ちやすくするためです。

### ②評価の方法は・・・?

定期試験の結果や作品の仕上がりは、評価材料の一部です。授業中の活動やワークシート・提出物の内容なども評価材料として「主体的・対話的・深い学び」による学習効果の向上を図ります。

例1:「練習」「実験」「実習」「資料作り」「作品作り」などの取り組み方

例2:「自分で学習計画を立てる・自分の学習の仕方を振り返り、調整・改善する(主体的な学び)」

例3:「話し合い・プレゼンテーション活動等(対話的な学び)」

### ③家庭として、どのような対応をすればよいか・・・?

例1:評価(通知表)をお子さまと一緒にご覧いただき、達成できた点を認めて伸ばす。

例2:課題点は「伸びしろ」と置き換えて、学習の仕方を共に考え、学習意欲につなげていく。

### ④通知表の記載は、どうなるか・・・? (下図参照)

#### 各教科の学習の記録(通知表のABCおよび5段階評価について)

#### (1) 観点別学習状況

三つの観点(教科の目標)に照らした到達、向上の度合いをABCで表す。

「十分満足できる」状況と判断される……………A

「おおむね満足できる」状況と判断されるもの…B

「努力を要する」状況と判断されるもの……………C

#### (2) 評定(必修9教科)

学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を次のように区別して5段階で表す。

「十分満足できるもののうち特に程度が高い」もの…5

「十分満足できる」状況と判断されるもの……………4

「おおむね満足できる」状況と判断されるもの……………3

「努力を要する」状況と判断されるもの……………2

「一層努力を要する」状況と判断されるもの……………1

※(1) 観点別学習状況は、分析的な評価を行うものとしています。評定の基本的な要素となります。

※(2) 評定は、各教科の学習の状況を総括的に評価します。

### ～ 学校からお知らせ ♡ 教育相談活動 ♡ ～

八中では、生徒の悩み・不安の軽減、いじめの早期発見等を目的とした「心と学校生活アンケート」と「セクハラ・体罰アンケート」を毎学期行っています。(一学期は5、6月で実施)アンケートは、「心配な記入がある生徒に担任から相談機会をもつ」「相談したい先生やカウンセラーとの面談を生徒から希望することなどに用いています。また「セクハラ相談員」の教職員を配置しています。

<セクハラ相談員> 教頭 養護教諭 スクールカウンセラー ライフカウンセラー